

○久喜市上下水道事業運営審議会条例

令和7年10月2日

条例第37号

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、水道事業及び下水道事業の管理運営に関する重要な事項について審議するため、久喜市上下水道事業運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 公募による市民

(2) 学識経験者

(3) 上下水道使用者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員を生じた場合の補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を掌理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、委員委嘱後の最初の審議会の会議は、市長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、上下水道部上下水道経営課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(久喜市水道事業運営審議会条例及び久喜市下水道・農業集落排水事業運営審議会条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 久喜市水道事業運営審議会条例（平成22年久喜市条例第87号）

(2) 久喜市下水道・農業集落排水事業運営審議会条例（平成22年久喜市条例第214号）

(久喜市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 久喜市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成22年久喜市条例第44号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略